

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和6年)の概要

1 調査の内容等

(1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

ウ 本年4月分の初任給の状況

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

(2) 調査期間

4月22日(月)～6月14日(金)

2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

3 調査範囲等

(1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,253事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ^①(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した679事業所(うち横浜市291事業所、川崎市104事業所、相模原市77事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

(3) 調査実人員

36,103人(うち初任給関係職種2,718人)です。

(4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		547	126	104	75	189	53
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		30	4	4	8	10	4
製造業		214	44	38	30	76	26
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		109	19	30	13	36	11
卸売業、小売業		46	10	5	12	14	5
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		26	15	4	1	6	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		122	34	23	11	47	7

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が15所、調査不能の事業所が117所ありました。

2 調査対象事業所679所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所15所を除いた664所に占める調査完了事業所547所の割合(調査完了率)は、82.4%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	62.2 %	1.7 %	0.7 %	35.4 %
課 長 級	52.4	2.3	0.7	44.6

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	91.8 %	91.8 %	40.0 %	3.1 %	48.7 %	- %	8.2 %
課 長 級	77.6	76.8	32.6	1.7	42.4	0.9	22.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	56	52.8	842,898	498	842,400	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	28	55.0	872,009	0	872,009	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,272	52.2	726,509	2,246	724,263	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,158	53.0	783,548	4,267	779,281	同上
事務部次長	361	50.1	684,252	6,770	677,482	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	181	51.1	654,238	2,753	651,485	同上
事務課長	2,548	49.8	632,240	21,232	611,008	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,524	49.8	643,228	13,473	629,755	同上
事務課長代理	631	44.8	566,945	61,694	505,251	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	630	48.0	592,539	53,586	538,953	同上
事務係長	1,721	47.1	495,643	55,789	439,854	係の長及び係長級専門職
技術係長	2,130	47.1	545,457	83,097	462,360	同上
事務主任	1,282	43.6	447,357	64,058	383,299	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	1,601	42.4	492,207	87,135	405,072	同上
事務係員	7,251	38.2	374,721	44,252	330,469	
技術係員	7,131	38.4	418,573	58,809	359,764	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	54	52.8	855,689	464	855,225	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	24	54.0	896,939	0	896,939	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	888	52.0	751,716	1,465	750,251	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	927	53.1	805,641	2,148	803,493	同 上
事 務 部 次 長	235	49.5	732,735	7,017	725,718	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	147	50.8	678,176	2,643	675,533	同 上
事 務 課 長	1,848	49.9	658,595	23,556	635,039	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	2,034	50.0	657,956	13,765	644,191	同 上
事 務 課 長 代 理	441	44.5	591,629	68,624	523,005	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	510	48.1	608,664	58,098	550,566	同 上
事 務 係 長	1,242	47.5	509,620	58,172	451,448	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	1,652	47.7	563,038	87,917	475,121	同 上
事 務 主 任	820	43.7	475,665	73,447	402,218	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	1,149	42.3	516,407	95,497	420,910	同 上
事 務 係 員	5,040	38.0	379,244	45,192	334,052	
技 術 係 員	5,278	38.9	428,324	61,835	366,489	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	2	52.3	554,780	1,264	553,516	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	4	58.6	782,527	0	782,527	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	336	52.7	677,929	3,781	674,148	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	208	52.5	692,096	13,432	678,664	同 上
事 務 部 次 長	109	52.0	568,508	6,782	561,726	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	30	52.3	581,262	3,278	577,984	同 上
事 務 課 長	614	49.2	540,216	12,341	527,875	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	438	48.9	555,505	10,838	544,667	同 上
事 務 課 長 代 理	174	46.4	454,593	29,943	424,650	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	109	47.6	489,943	23,097	466,846	同 上
事 務 係 長	404	45.4	448,465	44,310	404,155	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	414	43.5	440,911	53,838	387,073	同 上
事 務 主 任	417	43.1	366,459	35,746	330,713	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	395	42.5	410,929	59,596	351,333	同 上
事 務 係 員	1,898	38.7	360,685	40,963	319,722	
技 術 係 員	1,545	35.9	377,805	45,902	331,903	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	48	51.5	614,054	5,500	608,554	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	23	53.5	648,737	11,922	636,815	同 上
事 務 部 次 長	17	48.0	606,817	2,536	604,281	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	4	47.7	646,289	0	646,289	同 上
事 務 課 長	86	49.5	487,670	14,399	473,271	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	52	49.1	528,253	21,183	507,070	同 上
事 務 課 長 代 理	16	47.9	404,102	18,663	385,439	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	11	38.2	356,873	27,011	329,862	同 上
事 務 係 長	75	47.3	431,116	66,761	364,355	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	64	46.2	430,439	57,577	372,862	同 上
事 務 主 任	45	44.9	355,634	47,823	307,811	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	57	45.1	415,358	55,013	360,345	同 上
事 務 係 員	313	41.0	359,636	43,695	315,941	
技 術 係 員	308	39.4	346,962	38,150	308,812	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海事関係職種	人	歳	円	円	円		
	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
教育関係職種	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
	大学学長・副学長・学部長	2	58.0	1,086,715	0	1,086,715	
	大学教授	104	52.9	795,897	0	795,897	
	大学准教授	77	45.2	630,595	0	630,595	
	大学講師	46	42.6	576,056	0	576,056	
	大学助教	27	39.1	491,303	0	491,303	
職	高等学校校長	4	59.8	755,031	22,612	732,419	
	高等学校教頭	9	51.3	658,914	28,516	630,398	
	高等学校教諭	162	43.3	526,847	55,386	471,461	
研究関係職種	研究所長	5	55.3	1,037,256	0	1,037,256	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	192	52.5	746,168	3,752	742,416	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	134	49.9	598,931	15,186	583,745	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	250	49.1	600,540	64,323	536,217	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	407	43.2	496,762	78,148	418,614	
	研究補助員	28	34.6	328,897	43,779	285,118	
医療関係職種	病院長	3	59.7	1,516,000	0	1,516,000	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	11	57.0	1,831,919	28,560	1,803,359	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	79	46.6	1,265,769	93,652	1,172,117	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	115	38.6	1,080,458	125,833	954,625	
	歯科医師	5	48.8	928,458	122,400	806,058	

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
医療関係職種	薬局長	22	46.7	534,098	83,577	450,521	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	114	35.4	376,162	39,889	336,273	
	診療放射線技師	100	39.8	428,120	58,322	369,798	
	臨床検査技師	125	36.7	356,797	29,969	326,828	
	栄養士	52	38.9	329,695	28,102	301,593	
	理学療法士	137	34.2	329,247	30,468	298,779	
	作業療法士	88	33.4	326,628	24,027	302,601	
医療関係職種	総看護師長	11	56.4	641,920	31,450	610,470	部下に看護師長5人以上
	看護師長	121	45.2	474,646	43,705	430,941	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	382	36.4	403,030	31,222	371,808	
	准看護師	53	50.1	350,280	28,764	321,516	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	11	57.3	296,779	26,947	269,832	
	守衛	4	46.8	423,602	110,898	312,704	
	用務員	-	-	-	-	-	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	人 607	円 228,943	人 462	円 232,609	人 137	円 219,546	人 8	円 196,904
		短大卒	78	196,262	50	197,583	28	192,539	-	-
		高校卒	97	191,146	49	192,154	45	189,299	3	200,000
技 術	新卒技術者	大学卒	498	224,938	371	226,068	119	221,805	8	223,280
		短大卒	164	204,708	117	207,635	34	206,086	13	186,788
		高校卒	187	196,189	149	197,520	33	191,825	5	198,488
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,105	227,029	833	229,544	256	220,683	16	210,400
		短大卒	242	201,503	167	203,542	62	200,355	13	186,788
		高校卒	284	194,568	198	196,162	78	190,640	8	198,950
そ の 他	新卒研究員	大学卒	3	241,226	x	x	2	232,500	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	108	211,664	105	211,449	3	234,617	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された場合をいいます。
 3 短大卒には高専卒も含まれます。
 4 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
 5 令和6年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.21%を含む。）は、大学卒227,113円、短大卒207,139円、高校卒191,766円となっています。

第12表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		% 42.4	% (68.4)	% (30.6)	% (1.1)	% 57.6
		500人以上	66.5	(79.7)	(20.3)	-	33.5
		100人以上500人未満	42.9	(67.3)	(30.8)	(1.9)	57.1
		50人以上100人未満	26.0	(53.8)	(46.2)	-	74.0
高 校 卒	規 模 計		13.4	(68.1)	(28.6)	(3.3)	86.6
		500人以上	25.9	(93.5)	(6.5)	-	74.1
		100人以上500人未満	12.1	(59.9)	(33.3)	(6.8)	87.9
		50人以上100人未満	8.0	(39.6)	(60.4)	-	92.0

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表

家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		73.4%
	配偶者に家族手当を支給する	49.1%
	子に家族手当を支給する	73.4%
家族手当制度がない		26.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	14,201円
	配偶者と子1人	21,460円
	配偶者と子2人	28,180円
	子 1 人	11,942円
	子 2 人	22,504円
	子 3 人	33,010円

注 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出しました。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	事業所割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	18.4%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	15.7%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	65.8%

注 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所です。

第14表 通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
98.1 %	(72.0) %	(5.9) %	(16.6) %	(5.4) %	1.9 %

注 ()内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
76.7 %	(46.4) %	(7.8) %	(24.7) %	(21.1) %	23.3 %

注 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合です。

2 ()内は、特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合です。

第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		%	%	%	%	%	%
		53.5	46.5	46.9	53.1	46.3	53.7
	500人以上	53.2	46.8	42.7	57.3	41.0	59.0
	100人以上500人未満	53.3	46.7	51.7	48.3	51.6	48.4
	50人以上100人未満	56.2	43.8	51.8	48.2	52.8	47.2

第16表 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.7 %	76.6 %	22.1 %	1.3 %

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員 の 職務 の 級	民間 従業員 の 職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理 事 等 (10級) 局 長 等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本 庁 の 部 長 等 (8級) 本 庁 の 課 長 等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等 (6級) 副 主 幹 、 副 技 幹 等 (5級)	課長代理	課長	課長
主 査 等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主 事 、 技 師 等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員